

「学校において予防すべき感染症」による出席停止について

次の感染症にかかっていると診断された場合は、学校保健安全法により出席停止となります。
出席停止（医師の指示期間）後の登校の際に、申請書を学級担任へご提出ください。

*学校保健安全法

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器感染症（SARS）、鳥インフルエンザ、（指定感染症及び新感染症）
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん（三日はしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎（アポロ病）、その他の感染症

出席停止申請書

年 組 番 氏名

下記の感染症について、____月____日 医師の診断を受けたので報告いたします。

1 病 名 ()

2 出席停止期間 (月 日 ~ 月 日)

3 医療機関名 ()

令和 年 月 日

保護者氏名
